## あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について (一部変更)

令和5年6月30日に審議されたあきる野市の特定教育・保育施設の利用定員について、 下記のとおり令和6年4月からの公立保育所「すぎの子保育園」の受入れ停止の内容を一部 変更したいので、再度意見を求めます。

記

- 1 第1回子ども・子育て会議(令和5年6月30日)
- (1) 審議内容

公立保育所「すぎの子保育園」の利用定員40人の受入れを停止することについて、 意見を求める。なお、変更日は未定とする。

- (2) 主な意見
  - ア 在園予定3人は、集団における適切な保育が行われないことになると思う。
  - イ 保護者の意向を聞いた上で、適切に対応すべきである。
  - ウ 転園希望がなければ無理に辞めさせるわけにはいかないが、3人以下では集団に おける適切な保育を行うことはほぼ不可能である。
- 2 市における方針決定

令和5年8月9日付けで、令和6年4月からの新たな園児の受入れを停止することを 決定する。

- 3 在園児の保護者等に向けた説明会(令和5年9月8日)での主な意見 別紙「すぎの子保育園の保育受入れの停止に当たっての説明会 要点記録」のとおり
- 4 方針の一部見直し

3の意見を踏まえ、すぎの子保育園に在園する園児の集団保育に寄与するため、「全ての年齢の新規の受入れ停止」から「園児が不在の年齢の新規の受入れ停止」に変更する。